回　覧

令和８年１０月５日

市民のみなさまへ

足利市上下水道部水道施設課
足利市生活環境部環境保全課

西新井浄水場のPFOS及びPFOAの水質基準値の超過について

1. PFOS及びPFOAについて

令和８年４月１日の水道法関連省令の改正により、有機フッ素化合物のPFOS（ピーフォス）及びPFOA（ピーフォア）が水道水の水質基準項目に新たに追加されました。

本市では、原水（水源の井戸水）と浄水場の出口の水道水を対象にした水質検査を年１回実施していましたが、９月に西新井浄水場の原水と浄水場の出口の水道水をそれぞれ検査したところ、PFOS及びPFOAの合計値が水質基準値を超過した１リットルあたり52ナノグラムの値でした。

※水質基準値：１リットルあたり50ナノグラム（ng）以下

ナノグラム（ng）とは、10億分の１グラム（1/1,000,000,000g）を示す単位です。

今年７月の浄水場出口の検査結果が1リットルあたり50ナノグラムであったため、これを確認した８月７日以降、安全を最優先として西新井浄水場からの配水を停止しています。

※PFOS及びPFOA：PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）及びPFOA（ペルフルオロオクタン酸）は有機フッ素化合物の一種で、PFOSは半導体用反射防止剤、金属メッキ処理剤、泡消火剤等に、PFOAはフッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤、泡消火薬剤等に使われてきました。現在では、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）」で製造及び輸入等が原則禁止されています。

2. 健康への影響について

国が定める水道水質基準値は、１リットルあたり50ナノグラム以下で、体重50kgの人が毎日２リットルの水を一生飲み続けても健康への悪影響が生じないと考えられるレベルです。また、体内に摂取された場合でも体外に排出されて徐々に減ると報告されています。

国等の情報によれば基準値を超えても直ちに健康被害を及ぼすものでないとされています。

裏面あり

3. 井戸水(地下水)を飲用でご利用されている方へ

井戸水の飲用に当たっては、以下の点にご留意ください。

・上水道が敷設されているところは、上水道の飲用をお勧めします。

・上水道を接続したい方は「足利市上下水道お客様センター・連絡先 TEL：0284-22-7921」までお問い合わせください。

・井戸水を飲用する場合は、水質検査を行った上で飲用することをお勧めします。

・飲用井戸の御相談は、安足健康福祉センター（TEL：0284-41-5897）にお問い合わせください。

また、水質検査を御希望の場合は、安足健康福祉センター又は直接検査機関にお問い合わせください。なお、検査費用は有料です。(検査機関により料金が異なります。)また、検査には専用の容器が必要になりますので、ご留意ください。

お問い合わせ先

○上水道に関すること

上下水道部水道施設課　TEL 0284-22-7924

○井戸水（地下水）に関すること

生活環境部環境保全課　TEL 0284-20-2152